

神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

2026 年 10 月 9 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

土地（所在地、地目、面積、用途地域、最低売却価格及び入札保証金 別表のとおり）の売払い

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 外国人の場合は、永住許可及び特別永住許可を受けていないなど、永住者としての在留資格がない者
- (3) 神戸市における不動産の売却に係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから 2 年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
 - オ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (4) 買受けた不動産を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- (5) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者
 - ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者
 - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者
 - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号（郵便番号 651-0083）

三宮国際ビル 8 階

神戸市都市局用地活用推進課（電話番号 078-595-6751）

4 入札の参加に関する要領の公開時期及び公開方法

(1) 公開時期

2026 年 10 月 9 日(金)より公開

(2) 公開方法

ホームページにて公開

(https://www.city.kobe.lg.jp/a31937/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/joukentsuki_nyusatsu2026.html)

5 入札参加申込みの期間及び方法

(1) 入札参加申込みの期間

2026 年 11 月 2 日(月)から 11 月 30 日(月)17 時まで

(2) 入札参加申込みの方法

郵送

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記 5(1)の期間内に申込みをした者に限ります。

6 入札の期間及び方法

(1) 入札の期間

2026 年 12 月 9 日(水)から 18 日(金)17 時まで

(2) 入札の方法

郵送

7 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

2026 年 12 月 22 日(火) 9 時 30 分より

(2) 開札の場所

神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号

三宮国際ビル 7 階 703 会議室

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、別表のとおりとします。

(2) 入札に参加する者は、事前に、本市が交付する所定の納入通知書により入札保証金を納入してください。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 「入札参加申込書兼誓約書兼承諾書」もしくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。

(3) 最低売却価格（予定価格）に達しない金額をもって入札したとき。

(4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(5) 「入札書」に記名及び押印がないとき。

(6) 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」の記載がないとき。

(7) 一の入札に対して 2 通以上の「入札書」を提出したとき。

(8) 入札保証金を納入せず、又はその金額に不足があるとき。

(指定の納入方法によらない場合を含む)

(9) 代理人による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。

- (10) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (11) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (12) 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- (14) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1) 本件契約には、土地利用に関して次の条件を付します。詳細については、実施要領で確認してください。

ア 土地利用目的の制限

イ 建築の義務

ウ 建築物の要件

エ 所有権移転の制限

オ 公序良俗に反する使用の禁止

カ 風俗営業等の禁止

- (2) 落札者の決定の方法

落札者は、規則第 10 条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者としてします。落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

- (3) 契約締結の手続

契約の締結は、2027 年 2 月 5 日(金)までに行います。

別表

号地	所在地	現況地目	実測面積(㎡)	用途地域	最低売却価格(円)	入札保証金(円)
1	東灘区魚崎中町4丁目106番7外1筆	宅地	189.11	第2種中高層住居専用地域	36,300,000	1,900,000
2	兵庫区会下山町1丁目11番4	宅地	122.46	第1種中高層住居専用地域	4,780,000	300,000
3	兵庫区会下山町1丁目212番51	宅地	448.37	第1種中高層住居専用地域	14,800,000	800,000
4	兵庫区会下山町1丁目212番63	宅地	88.63	第1種中高層住居専用地域	3,720,000	200,000
5	兵庫区楠谷町249番1外1筆	宅地	210.92	第1種中高層住居専用地域	21,300,000	1,100,000
6	兵庫区吉田町1丁目75番4	宅地	67.32	第2種住居地域	9,960,000	500,000
7	北区有野台9丁目21番7	宅地	230.77	第1種低層住居専用地域 (絶対高さ10m)	6,420,000	400,000
8	北区有野台9丁目21番8	宅地	216.26	第1種低層住居専用地域 (絶対高さ10m)	7,490,000	400,000
9	北区大池見山台25番26	宅地	476.98	第1種低層住居専用地域	6,060,000	400,000
10	北区大池見山台25番28	宅地	687.02	第1種低層住居専用地域	7,910,000	400,000
11	北区八多町中字坂本垣内1000番	宅地	702.35	第1種低層住居専用地域 ／第1種住居地域	26,040,000	1,400,000
12	北区八多町中字上ヨサ田1278番	宅地	732.98	第1種中高層住居専用地域	12,370,000	700,000
13	北区東有野台4丁目7番16	宅地	256.50	第1種低層住居専用地域 (絶対高さ10m)	6,050,000	400,000
14	北区山田町小部字西ノ岡谷18番11	宅地	85.67	第1種住居地域	2,610,000	200,000
15	長田区重池町2丁目20番2外2筆	宅地	225.77	第1種住居地域	7,800,000	400,000
16	長田区三番町2丁目7番6	宅地	316.66	第2種住居地域	13,600,000	700,000
17	長田区長尾町1丁目3番18	宅地	46.27	第1種住居地域	7,170,000	400,000
18	長田区丸山町4丁目78番18外2筆	宅地	113.10	第1種住居地域	2,230,000	200,000

19	須磨区須磨本町 2 丁目 25 番 8	宅地	90.81	近隣商業地域	12,100,000	700,000
20	須磨区千歳町 3 丁目 101 番 8	宅地	249.31	準工業地域	57,300,000	2,900,000
21	垂水区大町 3 丁目 17 番 8	宅地	132.45	第 2 種住居地域	8,460,000	500,000
22	垂水区星が丘 3 丁目 2252 番 1615	宅地	360.45	第 1 種住居地域	15,030,000	800,000
23	西区天が岡 23 番 9	宅地	201.59	第 1 種低層住居専用地域 (絶対高さ 10m)	9,450,000	500,000
24	西区玉津町出合字高田 358 番 4	宅地	398.97	第 1 種低層住居専用地域 (絶対高さ 10m)	22,500,000	1,200,000
25	西区水谷 2 丁目 149 番 3	宅地	103.53	第 1 種住居地域	4,580,000	300,000
26	西区美穂が丘 5 丁目 101 番 79	宅地	775.36	第 1 種低層住居専用地域 (絶対高さ 10m)	15,100,000	800,000